

佐賀県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年九月四日から平成二十四年十月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳 久籠一七四九番一地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二本 谷籠三一〇番一地从先まで	後
	佐賀市嘉瀬町大字十五字中徳 久籠一七四九番一地从先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二本 谷籠三一〇番一地从先まで	前
	幅員	延長
	メートル	メートル
	二・三・一 一・五・〇	四・三・七・六
	一・〇・九 六・九	四・四・二・五